

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 三浦 正臣

1 日 時

令和6年12月10日（火） 午後1時00分から
午後2時46分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

三浦正臣、清田哲也、中野哲朗、後藤慎太郎、御手洗朋宏、成迫健児、戸高賢史、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 工藤哲史、生活環境部長 島田忠、病院局長 井上敏郎 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第113号議案、第114号議案及び第121号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第111号議案及び第112号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、第118号議案については、可決すべきものと土木建築委員会に回答することに、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情16について、質疑を行った。
- (4) 新たな大分県地域福祉基本計画の素案について、大分県こどもの生活実態調査結果について、次期大分県地震・津波防災アクションプランの策定について（素案）、大分県青少年健全育成基本計画の改定について並びに医師に対する時間外勤務手当単価の修正及び追加支給についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主査 坂口泰弘
政策調査課政策法務班 主事 岩尾晴花

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和6年12月10日（火）13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係 13：00～13：30

(1) 諸般の報告

- ①医師に対する時間外勤務手当単価の修正及び追加支給について
- ②第五期大分県病院事業中期事業計画の中間見直しについて

(2) その他

3 生活環境部関係 13：30～14：15

(1) 合い議案件の審査

第111号議案 大分県産業廃棄物税条例の一部改正について
(付託委員会：総務企画委員会)

第118号議案 宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備について (付託委員会：土木建築委員会)

(2) 付託案件の審査

第121号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）

(3) 諸般の報告

- ①次期大分県地震・津波防災アクションプランの策定について（素案）
- ②大分県青少年健全育成基本計画の改定について

(4) その他

4 福祉保健部関係 14：15～15：00

(1) 合い議案件の審査

第112号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について
(付託委員会：総務企画委員会)

(2) 付託案件の審査

第113号議案 物品の取得について

第114号議案 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(3) 付託外案件の審査

陳 情 16 臓器移植に関わる不正取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備等を求める意見書の提出について

(4) 諸般の報告

①計画等の策定・改定について

- ・新たな大分県地域福祉基本計画の素案について
- ・新たな大分県次世代育成支援行動計画「大分子どもまんなかプラン」(第5期計画)の素案について
- ・大分県社会的養育推進計画2025改訂版の素案について
- ・次期大分県新型インフルエンザ等対策行動計画の骨子について

②大分県こどもの生活実態調査結果について

(5) その他

5 協議事項

15:00~15:10

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

三浦委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件、総務企画委員会、土木建築委員会から合い議のあった議案3件及び付託外案件として陳情1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査に入ります。

今回、病院局では議案の審査はありませんが、執行部から報告したい旨の申出があったので、これを許します。

その前に、私から一点執行部に確認したい案件があります。

この後、御説明いただく労働基準監督署からの是正勧告の件ですが、去る12月4日から本日の委員会までの間、複数の報道機関からその内容が報道されました。私は、この案件は大変重要なものと考えています。報道によれば、対象者もかなりの数いらっしゃり、金額も4億円超と大変大きなものになっています。当然ですが、是正勧告の後には速やかに本委員会に報告すべきものと私自身は考えています。まずこの点について、病院局としてどのようにお考えかお答えいただきたいと思います。

井上病院局長 県立病院の労働基準監督署からの是正勧告の件で、一部報道機関で先行して報道されたことについては、大変、御迷惑をおかけしました。

是正勧告を受けたことは事実であり、その主な内容は、医師の時間外勤務手当の計算基礎に初任給調整手当を含めていなかったもので、令和3年11月1日に遡って支払うものです。これまで不適切な事務処理が継続されていたことについては、この場を借りて深くお詫び申し上げます。

我々としては、この勧告に対する対応を精査・検討し、一定の方針を決定した後に本委員会に対して報告する予定でしたが、報道後の報告となったことについては重ねて申し訳ありま

せんでした。重要な案件については、今後とも県議会に対して速やかに報告したいと思っています。

本日は、本件及び中期事業計画の中間見直しについて、担当課長より御説明したいと思います。よろしく申し上げます。

三浦委員長 それでは、まず①の報告をお願いします。

伊達総務経営課長 この度、労働基準監督署による是正勧告を受け、医師に対する時間外勤務手当の単価を修正し、追加支給をしたいと思うので、その概要について御説明します。資料の2ページを御覧ください。

1の経緯ですが、本年8月に東北地方の自治体病院において、時間外勤務手当を適正に支給していないとして、労働基準監督署から是正勧告を受けたとの報道がありました。勧告の主な内容は、勤務1時間当たりの給与額の計算に初任給調整手当等を含めずに時間外勤務手当を計算していたものであり、時間外勤務手当の計算を国家公務員の給与制度に準じた方法としていたとのことでした。

これを受け、2当院の対応の(1)のとおり状況を確認したところ、平成26年度に勤務1時間当たりの給与額の計算に初任給調整手当を含める扱いとしていたが、平成29年度には上記1の病院と同様に、国家公務員の給与制度に準じた方法に改め、以後計算基礎に初任給調整手当を含めない扱いとなっていたことが判明しました。

なお当院では、初任給調整手当は医師にのみ支給される手当なので、今回の追加支給の対象は医師のみとなります。

そこで(2)のとおり計算方法の変更を行い、9月実績——つまり10月に支給される給与分から、初任給調整手当を計算基礎に算入して時間外勤務手当を支給するよう改正したところです。また9月3日に、院内の医師に対して説明を行っています。

次に3労働基準監督署による調査及び是正勧告についてです。この調査の目的は、今年度から医師の働き方改革関連法が施行されたことを踏まえ、労働基準監督官が各病院に、医師の時間外勤務の状況や年休取得状況等について聞き取り調査を行うものです。当院は11月12日に現地調査が行われました。

この調査の際に、時間外勤務手当の8月以前と9月以降の違いについて問われ、上記2の(2)のとおり、当院としては把握後に速やかに対応していることを説明するとともに、遡っての支払について国家公務員の給与制度に準じた計算方法が直ちに労働基準法違反となるか判然としない旨を伝えたところ、労働基準監督官から単価に初任給調整手当が算入されていない8月以前の手当について、3年分を遡って対象者に支払う必要があるとの指摘がありました。

この指摘の内容が、次の(2)是正勧告のとおり11月25日に是正勧告として当院に通知されました。改正済みの9月、10月分を除く改正前の不足額について、令和3年11月1日に遡及して支払うことと勧告されたところです。

4の不足額等ですが、(1)のとおり対象者は令和3年11月1日以降に当院に勤務していた医師約300名です。金額については現在精査中ですが、1年間の不足額の概算が約1億5千万円となっています。これを2年10か月分——34か月分に置き換えると、およそ4億3千万円となります。

最後に、5の是正勧告を受けての対応ですが、勧告に従い不足分を支払う方針です。現在金額の精査や支払方法等についての検討を行っており、令和7年第1回定例会に補正予算として計上し、補正予算成立後できるだけ速やかに対象者への支払を行う予定です。

冒頭でも局長が申しましたが、これまで不適切な事務処理が継続されていたことに対して、深く反省しています。今後、給与や労務関係の規程について再確認を行う等、再発防止策を徹底します。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御

質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 これは、マスコミとかは皆さんからの説明を聞いて非常にびっくりしたと思うけれども、昨今、医師の働き方改革と言われる中で、こういうミスがあって手当が支給されていないことは一種の大きな問題点でしょう。この再発防止は県立病院としてどうするのが1点。

もう一つは、令和3年11月に遡及して支払うと。この文書を見ると、平成26年度に計算を含める扱いとしたけれども、平成29年度に一部改正によって支給しなくなった。その間、時効の前の分についての取扱いはどうするのか。結局、言葉は悪いけど働き損になってしまう可能性があるんだけど、そこら辺の考えはどうなんでしょうか。

伊達総務経営課長 まず1点目の再発防止についてです。現在検討中ではありますが、さきほど申し上げたように、給与の規程とか労務関係の規程について、院外の専門家——社会保険労務士を想定していますが、そういう方も交えて再確認をしていきたいと思っています。

また今回の事案は、引継ぎなどにも少し問題があったと認識しています。こういった事案が適切に引き継げるように、重大な事案については担当者のみでなく上司にもしっかり引継ぎをするとともに、特に労働関係、労働基準監督署からの是正勧告とかについては、病院長、局長にも共有して確認を行うように取り組んでいきたいと思っています。現在申し上げられる再発防止策は以上です。

次に遡及するのは3年分ということですが、こちらについては、一応労働基準監督署の是正勧告に従って3年分、令和3年11月1日以降の不足額を支払っていく対応にしたいと考えています。

堤委員 遡及の問題について、勧告されたから3年間ということは分かるんだけど、実際にはそれ以前の分も当然あったわけじゃないですか。支払をしなければならないのがあったにもかかわらず、結局そこで時効で切れるわけでしょう。だから、それに対する考え方とかについて、医師に対してどういう形で断ったという

か、そこら辺の対応はどうしたんですか。カットした分について。

伊達総務経営課長 遡及の話については、先週の月曜日に、院内の医師に対して3年分遡及する旨の説明を行っています。

退職した医師については、まだ御連絡ができていないので、手紙や書面等でこの対応をお知らせしたいと考えているところです。

堤委員 そういう意味じゃなくて、3年というのは別に聞いていない。結局、それ以前の分を時効でカットするということでしょうか。時効だから支払しないわけですよ。それに対して県としてどう考えているのかと聞きよるわけ。

伊達総務経営課長 労働基準監督署の調査が入ったときに監督官とかとも確認を行い、現在、未払賃金の消滅時効が3年とされていることから、その前の分についてはちょっと支払が難しいかなと考えているところです。

堤委員 県のミスによって、結局そういうカットをされるわけですよ。本来で言えば、平成29年以降も支払ができていたにもかかわらず、その分の逸失利益というのは、いくら時効があったとしても、そこら辺はカットするしかないという考え方は、働く人の立場に立っていないと思うよね。そういう点では、そこら辺の協議をして、ちゃんとした謝罪をすとか、こういう理由でこうですよと納得してもらわないと。今でも厳しい状況で働いているのに、モチベーションが下がってくると思うよね。これは要望で言うので、そこら辺を是非、よろしくお願いします。

佐藤県立病院長 今の堤委員の御指摘ですけれども、私どもの今取っている策を二三口頭で御説明します。

一つはさっき月曜日と申しましたけれども、先週の木曜日だと思いますが、臨時局会で医局員を全て集めて——全てというか、参加できる方ですね。私の口から労働基準監督署の答申を皆さんの前で読み上げて説明しました。その上で、現在勤務している医局員については私が謝罪しました。それが一つ。これは医師のみが対象なので、医師のみに伝わる媒体を使って連絡

したところです。

今の説明ですけれども、これまで働いていた方については、当院は所々の大学病院から派遣いただいているので、派遣元の病院、それから診療科にも、早急にこの旨の勧告が下されたことと、この話はこちらに勤務された医局員にも関係していることであるので、正式に教授あるいは病院長宛て等、手紙を差し上げて謝罪する計画でいます。

それから、堤委員が御指摘いただいた二つ目の点です。遡及対象の3年から外れる医師への謝罪に関しては、一部、今申し上げた派遣元の病院への謝罪文という部分に含むと考えています。謝罪に関してはそういう形で行うのが最も適切じゃないかと思っています。

もう一つは、やはり金額、それから実際の支払が可能かということに関しては、本当にじくじたる思いですけれども、労働基準監督署の3年というものに従わざるを得ないと考えているので、それをさらに遡及して実費を払い戻すことはなかなか難しいと考えています。

ですから、堤委員がおっしゃった、戻ってこない方への謝罪は医局を通して、その旨も相手方に伝えながらこの謝罪の気持ちを伝えていきたいと考えています。

井上病院局長 加えさせていただきます。

今、佐藤病院長が申し上げたとおりで、堤委員から働く者のモチベーションを下げるんじゃないかという点に関しては一番私どもにとっても心配なことなので、誠意を尽くして説明して謝罪を病院長からしたところです。今勤務していない方に関しては、派遣元の医局の教授も含めて、今後の医師派遣にも影響を及ぼすかもしれないので、大変申し訳なかったと伝えていきます。

基本的には、何の基準もなしにしていたわけではありませんが、国家公務員に準ずればそれでいいんだという解釈がやはり少し甘かったと。

それから、そういう労働基準というか労務の関係ですね。こういうことに関して、やはり私どもの知識、認識が少し足りないということで、さきほど課長が申し上げたとおりに、社会保険

労務士に意見を求めるとか、不確かな点を確認するプロセスが是非必要だと指示しています。したがって、今後はこういうことがないようにしていくことも説明していきたいと思っています。

御本人たちに対して一番申し訳ないという思いますが、これに関わった方々に対しても、どうしたんだと言われても本当に仕方がないことなので、今後とも信頼を失わないようにしていきたいと思っています。

戸高委員 この約300人というのは、正確な人数はもう確定されているのか。もう一つ、さっき再発防止の観点から社会保険労務士の意見を聞くとあったんですが、内部統制的にチェック体制を毎年きちんと取れるのか。労務に関しても、その体制が取れるのか。というのが、今回是正を受けたから毎年チェックとかそういったことは関係なく、3年遡及になることが一つあるので、きちんとした年間のチェック体制が取れる形でやっていかないと、やはり安心した再発防止策をつくることにはつながらないので、その観点をちょっとお話しいただければと思います。

伊達総務経営課長 まず1点目の人数ですが、まだちょっと精査中でして、正確な人数は把握できていないですが、概算で300人です。

続いて、再発防止策ですけれども、内部統制ですね。こちらは今、財務だけが対象となっていて、労務とかが対象になっていません。今回は外部専門家の社会保険労務士を交えて、規程等の点検をしていきたいと考えているところですが、委員の皆様も御存じのとおり、昨今の労働関係法令は、改正とか変化が非常に速いペースで行われており、それに付いていくのもなかなか大変なので、労働関係規程が改正された都度とかに同様の点検を行っていくことは考えていきたいと思っています。

どういうスケジュールで行っていくかは、御意見も踏まえて、また検討したいと考えています。

御手洗委員 資料の2当院の対応の(2)ですね。計算方法の変更と。私はここに非常に大き

な問題があったのではないかと考えています。今の説明を聞くと、一部の方でこのことを決定したんじゃないかなと思うんですけども、本来であれば、今まで間違っていました、じゃあ今までの分は水に流して次からちゃんとしますよというのは、ちょっと理屈としては通らないんじゃないかと。逆にもし過払いがあったときに、間違ってたたくさん払っていましたが過去のことだから返還しなくていいですよという話にはならないと思うんです。ここの9月実績以降に改正したという部分の意思決定がどのようにされたのかということと、もし労働基準監督署の是正勧告がなければこのままいってたんじゃないかと。問題も表面化しなかったんじゃないかと。この方がすごく大きな問題だと思うので、この時点でどうしてこれでいいとなったのかということと、これを含めて、その部分をきちっと検証することで今後の再発防止策につながっていくと思うので、その点をお聞かせ願いたいと思います。

伊達総務経営課長 まず、1の経緯に書いてある、今回の見直しの契機となった8月の東北地方の自治体病院の件ですけれども、こちらには初任給調整手当等を勤務1時間当たりの給与額の計算に含めずに計算していたと記載していますが、報道によると、そのほかにも時間外勤務の過少申告があったことが報道されています。これは少し言い訳みたいな形になるんですけども、遡及しての支払の分に初任給調整手当の国家公務員準拠というところが直ちに労働基準法違反になるかどうか判断としなかったところがあり、予算の制約とかもあったので、一旦、8月以前の分の遡及は難しいと考えたところです。その後も遡及の定義については判断としない中で、11月の労働基準監督署の調査があり、そこで確認というか、現行の取扱いは労働基準法違反かどうかちょっと判断としないという旨を伝えたところ、3年遡って対象者に支払う必要があると回答を得たのが経緯です。

今となっては、さきほど病院長、局長が申し上げたとおり、労働基準法に対する認識が不足していたと言わざるを得ないと認識しています。

今後は労働関係法規をしっかりと遵守していくように、さきほど申し上げた外部の方を含めたチェックとかも行いながら、適正に対応できるようにしていきたいと考えています。

御手洗委員 ありがとうございます。

今回を教訓にやっていただけるということなんですけれども、ちらっと今出ましたけど、予算の関係ですね。そこについてはまた別の課題であるということは認識しています。それでも理由にしてはならないんじゃないかと思うので、今回の件を教訓に、再発防止に強く努めていただきたいと要望して終わります。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、次に②について報告をお願いします。

伊達総務経営課長 それでは、大分県病院事業中期事業計画（第五期）の中間見直しについて御説明します。タブレットの資料3ページをお開きください。

病院局では、令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とした、第五期大分県病院事業中期事業計画を昨年3月に策定し、県民医療の基幹病院として、高度・専門医療や医療政策の充実・強化に取り組んでいます。

本年度は中期事業計画の中間見直しの年となっており、現在見直し作業を行っていますが、その方向性について御説明します。

まず資料上段が、令和5年3月に策定した現行の第五期中期事業計画の概要となります。

計画期間は令和5年度から令和8年度までの4年間で、持続可能な病院を目指してを基本理念としており、五つの項目に分けて具体的な取組を定めています。

計画の中間年にあたる本年度は、社会情勢の変化やこれまでの取組の進捗状況等を踏まえた見直しを行うこととしており、資料下段の左側に見直しの概要について記載しています。

まず計画策定時は、令和8年度までにコロナ禍前の水準に戻っていくことを前提に、稼働目標と収支計画を設定し、取組を進めてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の5類感染

症移行後も全国的に患者の受診控えが続いたことに加え、新型コロナ関係補助金の廃止や賃金上昇、物価高騰などの影響により、御承知のとおり当院でも令和5年度は赤字決算となり、経営改善に向けた取組の一層の強化を図っています。

さらに新興感染症への対応、医師等の働き方改革の実現、労働環境の改善、先端技術の進展など計画策定以降、当院を取り巻く状況や求められる役割も大きく変化しています。

そこで、社会情勢の変化に的確に対応しながら計画期間内における収支均衡、さらには黒字化の実現に向け、経営基盤の強化と医療の質の向上を図るために計画の見直しを行うものです。

右下の表の主な見直し内容を御覧ください。見直しの方向性にある①から⑦について御説明します。なお資料上段、現行のそれぞれ対応する箇所に下線を引いているので、あわせて御確認ください。

まず、県民の求める医療機能の充実の項目では、①のとおり昨年8月に運用を開始したロボット支援手術や今後導入予定のAIを用いた画像診断などの先端技術の導入・拡大に関する記載を充実させます。また②のとおり、5類感染症移行後の新型コロナウイルス感染症への対応や今後起こり得る新興感染症への備えに関する記載についても充実させます。

次に、良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応の項目では、③のとおり本年1月に更新した3世代目となる電子カルテシステムを中核とした病院総合情報システムによる業務の効率化やマイナンバー保険証への対応など医療DXの導入に向けた動きについて、記載を充実させます。また④のとおり、タスクシフト・タスクシェア等による時間外労働の縮減等の働き方改革への取組やハラスメント対策の徹底など、働きやすい職場環境づくりについても、しっかり盛り込む予定です。

次に、地域医療機関等との医療連携の項目では、⑤のとおりコロナ禍で特に減少した中等症患者の掘り起こしに向けた地域の医療機関への訪問強化や健康診断要精密患者の積極的な受入

れなどの取組について追加します。

さらに経営基盤の強化の項目では、⑥のとおり令和5年度の赤字決算の状況を踏まえ、黒字化の実現に向けた具体的な収益確保策や費用削減策の検討を計画に盛り込むとともに、⑦の稼働目標と収支計画についても見直しを行い、進捗を管理します。

最後に見直しのスケジュールですが、2月に予定している当院の経営改善推進委員会において、病院運営の外部専門家からの意見ももらいながら、本年度中に見直し作業を完了させる予定です。次回の令和7年第1回定例会において、改めて本委員会に見直しの最終案を御報告したいと思うので、よろしくをお願いします。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 マイナ保険証の関係で、既存の保険証が12月2日で一応発行停止になったでしょ。

1年間は保険証が有効で、マイナ保険証は5年間有効ですね。マイナ保険証を持っていても使わない人が多く、8割9割使っていないわけね。そういう人たちは、窓口に行ったときに保険証を出すわけだが、その時にマイナ保険証を持っていなければ非常に混乱する。そういう人たちには資格確認証が送られて来ないから。だから、窓口体制が大変になるんじゃないかと思うけど、特別な体制は取るようにしているのか。

渋谷医事・相談課長 マイナ保険証の関係ですが、今月12月2日から利用者が増えています。再来受付機の横にカードリーダーを増設して、別のブースを作って個別に対応する形をとっているのですが、現時点では混乱はありません。

堤委員 受付の機械のところで、説明してくれる人が何人か立っているが、あの人たちが十分な対応——マイナ保険証を持っていない人たちに対して説明をすると、受付の時にかなり違ってくると思うので、そこら辺は是非お願いしたいと思います。

渋谷医事・相談課長 窓口を増やしたので、当然その対応の人数も増やしており、そこで患者から個別に相談もあります。そこは丁寧に説

明しながら利用促進というか、混乱がないように対応しています。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別にないので、これをもって病院局関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

三浦委員長 これより生活環境部関係の審査に入ります。

それでは、最初に合い議案件の審査を行います。総務企画委員会から合い議のあった、第111号議案大分県産業廃棄物税条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

島田生活環境部長 説明に先立ち、一言御挨拶申し上げます。

三浦委員長をはじめ、委員の皆様には日頃より生活環境・防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

本日、合い議案件が2件、付託案件が1件、諸般の報告が2件あります。それぞれ担当の課室長から説明するので、どうぞよろしくお願いします。

北村循環社会推進課長 資料1ページを御覧ください。第111号議案大分県産業廃棄物税条例の一部改正について御説明します。

産業廃棄物税は、法定外目的税として平成17年4月1日から九州一斉に導入していますが、施行から5年を目途として再検討するという大分県産業廃棄物税条例附則第10項の規定に基づき、税導入から20年目を迎える本年度に4度目の検討を行ったところです。

左上の1改正理由にあるとおり、本検討を行った結果、引き続き現行制度のとおり継続する

こととし、本改正条例の施行後5年を目途に再度検討を行うこととするため、所要の改正を行うものです。

2の改正内容にあるとおり、今回の改正では施行後5年を目途に再検討する規定を、下の新旧対照表に記載のとおり更新することとしています。

3の施行期日については、令和7年4月1日としています。

引き続き、現行制度のまま継続するとした今回の検討結果について概要を御説明します。2ページを御覧ください。

産業廃棄物税の役割と仕組みは、右上の概要図にあるように、税を導入することにより排出事業者に対して産業廃棄物の排出抑制やリサイクルへの動機付けを促すとともに、その税収を産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の推進等を図るための施策に活用することで、循環型社会の形成を目指すものです。

その下の課税の概要についてですが、産業廃棄物を排出する事業者を納税義務者として、焼却施設への搬入は1トン当たり800円、最終処分場への搬入は1トン当たり1千円の税率で課税しています。

一番下の税収ですが、水色の棒グラフのとおり、ここ数年は3億円台で推移しています。事業等への充当額は、右隣の棒グラフのとおり4億円前後で推移しています。

3ページをお開きください。上段の産業廃棄物税導入効果の検証についてですが、まず左側の県内における令和4年度の産業廃棄物の排出量、最終処分量は共に税導入前の平成12年度と比較して減少しており、再生利用量は増加しています。

排出事業者への意識調査では、95.3%の事業者が排出抑制やリサイクルに取り組んでおり、廃棄物削減の意識が浸透しています。

資料右上の税活用事業の実績としては、令和2年度から6年度までに事業充当額で19億5千万円を活用し、排出抑制や再生利用の推進などの4本柱を中心に施策を実施してきました。

このような状況の中、産業廃棄物を取り巻く

環境・課題として、持続可能な形で資源を利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を目指すことが世界の潮流となっており、また廃プラスチックの適正処理についても法整備が進んできていることから、さらなる取組が求められています。

こうした導入効果の検証や現在の環境・課題を踏まえ、今後の方向性として税制度については、税の賦課による排出抑制等について導入効果があることなどから、現行の制度が妥当であるとしています。

税活用事業については、循環経済への移行や廃プラスチックの適正処理をはじめとした施策を推進することが必要としています。

以上のことを踏まえ、現行制度のまま税制を継続すべきとし、今後も社会経済情勢の変化等が想定されることから、改正条例の施行後5年を目途に再度検討を行い、その検討結果に基づいて必要な措置を講ずることが適当と結論づけています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 2ページの事業等充当額、令和6年度で4億8千万円、その前が3億3,300万円で、今この19億5千万円は合計なのかな。（「合計です」と言う者あり）

それで推進は、設備を買う事業になるのか。

北村循環社会推進課長 設備については、例えば環境分析で衛生環境研究センターの環境分析機器の更新・導入があります。あとは、産業廃棄物業者が新しい設備を購入するときに、リサイクルする機械については補助する事業があります。

堤委員 分かりました。これで行政代執行の経費なども賄うのか。全然別かな。

北村循環社会推進課長 行政代執行の経費については、別に行政代執行基金があり、それを充てることになっています。（「分かりました」と言う者あり）

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、土木建築委員会から合議のあった、第118号議案宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

嶋崎環境保全課長 第118号議案宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備について御説明します。資料4ページを御覧ください。

本議案は宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法に基づく規制を開始することに伴い関係条例の整備を行うものです。

改正盛土規制法の概要ですが、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した盛土の崩壊により土石流災害が発生したことを受け、盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、盛土規制法として危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することになりました。

この法律に基づき、知事が盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等を知事の許可対象とします。また、許可基準に沿って安全対策が行われているかを確認するため、定期報告や中間検査、完了検査を実施します。県内は全域を規制区域とし、来年5月1日に指定する予定です。

今回三つの条例を改正しますが、そのうち主な条例である大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例、通称土砂条例の概要について御説明します。

本条例は、土砂等の堆積行為による土壌の汚

染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境を保全するとともに生活の安全を確保することを目的に、平成18年に制定したものです。

条例改正の主な概要を御覧ください。

一つ目の土砂条例ですが、盛土規制法の運用開始に伴い重複する規定等について整備を行います。

右の表を御覧ください。赤色の下線を引いている、上から2番目の目的欄にある災害の発生の防止に係る規定や下から2番目、特定事業の許可基準のうち構造に関する基準の削除等を行います。これらは今後、盛土規制法により規制されることとなります。

資料左側に戻り、二つ目は大分県使用料及び手数料条例です。土砂条例の許可基準から構造に関する基準を削除することに伴い、許可申請手数料等を減額します。下の表に改正後の手数料を記載しています。

三つ目は、大分県の事務処理の特例に関する条例です。土砂条例の改正に伴い事務移譲に関する規定も整理するものです。

施行日は、いずれの条例も令和7年5月1日で、盛土規制法の県の運用開始日と同日です。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

戸高委員 災害時の一時的な土砂の堆積は特例だと思いますが、どのように条例の中に記載があるのか、もしくはないのか。ちょっと聞かせてください。

嶋崎環境保全課長 災害時の防止に関する基準は、いわゆる構造基準になり、現行の土砂条例に規定がありますが、盛土規制法に既に規定があるので、その分を削除するものです。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと土木建築委員会

に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと土木建築委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

井下審議監兼環境政策課長 資料5ページを御覧ください。第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）について御説明します。

地域再生可能エネルギー導入推進事業、補正予算額1億1,185万円です。

この事業は、電気料金の高騰の影響を受ける一般家庭や民間事業者が行う自家消費型太陽光発電等の導入に要する経費に対して助成を行うものです。

太陽光発電については、一般家庭が蓄電池とセットで導入する場合に、設備能力1キロワット当たり3万5千円の定額で助成します。民間事業者には通常枠として1キロワット当たり2万5千円としています。別途賃上げ枠を設け、事業所内の給料や賃金等が事業実施前月比で一定以上増加している場合は、1キロワット当たり3万5千円としたいと思います。

次に蓄電池については、容量1キロワットアワー当たり5万1,600円を上限に、蓄電池価格の3分の1を助成します。

なお補助金の限度額については、太陽光発電単体もしくは太陽光と蓄電池をセットで導入する場合は200万円、蓄電池のみ導入する場合は50万円としています。

また補助事業者の募集については、補正予算成立後、速やかに開始する予定としていますが、工事完了は翌年度になる可能性もあることから、あわせて繰越明許費の設定もお願いしているところです。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告したい旨の申出があったので、これを許します。①及び②について報告をお願いします。

新田防災対策企画課長 資料6ページを御覧ください。次期大分県地震・津波防災アクションプランの策定について御説明します。

まず1の概要ですが、現行計画が本年度で期間満了となることから、能登半島地震の教訓を踏まえた防災対策の強化など新たな要素を追加し、次期プランを策定するものです。

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間としています。なお、大分県地震被害想定調査が見直された場合は、計画期間内であってもプランを見直す予定です。

次に、2の策定のポイントについてです。

①プランの位置付けは、現行プランと同様に大分県地域防災計画を推進するための具体的な減災目標と防災・減災対策を掲げた計画となります。

②の減災目標ですが、南海トラフ巨大地震による最大死者数約2万人を約600人に抑制することを目指し、最終的には人的被害を限りなくゼロにすることを目標とします。

③施策体系については、現行プランを踏襲しつつ事前防災、災害発生時対応とそれへの備え、復旧・復興の三つの柱と合計27施策100項目58指標で構成しています。

次に、3の能登半島地震を踏まえた防災対策の強化による新たな取組についてです。主なもの

のを御説明します。

(1) 孤立集落対策では、孤立可能性集落内の備えや道路啓開等の対策を強化します。(2) 被災者支援では、避難所の環境改善や運営体制の強化等に取り組みます。(3) 応援・受援体制では、関係団体との訓練や連携体制の確認等に取り組みます。

最後に4今後のスケジュールです。今月から来月までパブリックコメントを実施し、2月に市町村と県の関係部局で構成する防災対策推進委員会で正案を決定することとしています。3月の第1回定例会における常任委員会にて、成案について報告した後に公表することとしています。

小野生活環境企画課長 資料7ページを御覧ください。大分県青少年健全育成基本計画の改定について御説明します。

第3回定例会における本委員会で報告しましたが、本計画は県の子ども施策に関する計画として令和7年度にスタートする大分こどもまんなかプランに一本化する方向で改定作業を進めています。

本計画のⅠ次代を担う青少年の育成、Ⅱ青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備、Ⅲ個別の対応を必要とする青少年への支援の三つの基本目標を実現するための政策は、下段の次期大分こどもまんなかプランの中に記載し、引き続き取組を進めます。

大分こどもまんなかプランの全体案については、後ほど福祉保健部より報告がありますが、青少年健全育成に関する主な内容は、第1章第1節の社会全体の意識づくりで、青少年の健全な育成に関する条例の適切な運用と青少年の健全育成に関する県民の責務についての啓発について、第4章第5節いじめ・不登校やひきこもりへの対応で、様々な困難を抱える青少年やその家族等への支援について、第9章第4節こどもを犯罪から守る環境づくりで、条例に基づく深夜外出の制限やスマートフォンのフィルタリング設定の周知などの青少年の被害防止対策の推進について記載しています。

また事業ごとの評価指標として、新たに県実

施の青少年のネット利用実態調査におけるインターネットの利用について家庭のルールがあると回答した保護者の割合を掲げて、青少年のインターネット安全利用に係る取組をさらに推進していきます。

今後も福祉保健部と連携を図りながら、子ども・若者の育成と支援に取り組んでいきます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

戸高委員 最後の基準値の話は、アンケートの結果を基にしているのかが一つ。それと、その前に説明のあった大分県地震被害想定調査の見直しのスパンはどのようなタイミングなのかと、地震の津波の高さが見直しのために変わるのとはどういうことなのか。例えば精度が上がっていると、それとも南海トラフ地震の確率が長期化することでその分被害の想定が上がっているのかとかが分かりにくいので、何か説明があればありがたい。

小野生活環境企画課長 数値は、戸高委員御指摘のとおり令和5年度の県調査の数値が基準となっています。そして、5年後の令和11年度の目標を記載しています。

新田防災対策企画課長 地震被害想定調査については、国の南海トラフ地震ワーキンググループで見直し作業を進めています。本来能登半島地震がなければ、今年度の7月か9月くらいには報告書等が提出される予定だったのですが、能登半島地震の発生等でワーキンググループの作業が長引いており、南海トラフ地震の被害想定調査は、結果が出るのが未定となっています。その結果を受けて、県の地震被害想定調査も見直そうと考えているので、国の報告を待って、結果が出て大分県地震被害想定調査を見直した後に再度このアクションプランにもその結果を反映しようと考えています。

戸高委員 分かりました。アクションプランのタイミングは分かったのですが、傾向としてどうなっているのかは、また次でいいです。

それと、フィルタリングサービスの97%は相当高い感覚なんだけど、これはアンケートの

数字なんですね。

小野生活環境企画課長 この調査は毎年小学校2年生、5年生、中学校2年生、高校1年生を対象に実施しています。

携帯電話事業者にも条例の中で、未成年が契約する時にはフィルタリングを勧めるようにと記載しているし、我々だけでなく教育委員会でも取組・啓発をしているからだと思います。ただ、フィルタリングレベルによってはLINEとかも使えないものもあるし、そこは家族で話合っ、て、いろんなフィルタリングがあると思いますが、そういったところでしっかり利用しているかという質問に対しては、これだけの高い数値の回答となっています。

御手洗委員 地震・津波防災アクションプランに関わってくるんですが、資料6ページの3能登半島地震を踏まえた防災対策の強化による新たな取組の(2)被災者支援の強化の中の自主防災組織等への女性参画の促進は、非常に重要な視点だと思います。さきほどいただいた次期大分県地震・津波防災アクションプラン(素案)の37ページを見ると、アクションプラン項目59避難行動要支援者への避難支援、60災害時における福祉的支援の充実、61外国人への支援とあります。

例えば車椅子ユーザーは、避難先でトイレとかもバリアフリーになっていないから避難したくても実際には避難できないという声をしょっちゅう聞きます。今いろんな状況が想定されると思うので、いろんな方の声がしっかりと反映されるべきと思うんですが、今言った37ページは、避難を支援する人たちの立場で書かれています。一緒に防災訓練するとか、一緒にシミュレーションをやってみる中で、当事者の声がしっかりと反映できるような取組を進めていただければと思うので、意見しました。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

堤委員 一ついいかな。来年1月の日英の軍事演習と日米の訓練ね。この前ちょっと聞いたら、具体的な話がまだ来てないということだったけど、それ以降何か新たな情報があれば教えていただきたいと思います。

渡部危機管理室長 まず、日英共同訓練については、先般の新聞報道で御覧になられたと思いますが、九州防衛局に問合せをして、実施場所等を含めた詳細については、今月中旬、下旬くらいにお伝えいただけると聞いています。

それと、米国の実弾射撃訓練については、本年1月に全体的な計画が出ていますがその後の詳細についてはまだ出ていません。

三浦委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかないので、これをもって生活環境部関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

〔生活環境部退室、福祉保健部入室〕

三浦委員長 これより、福祉保健部関係の審査に入ります。

最初に合い議案件の審査を行います。総務企画委員会から合い議のあった、第112号議案大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

荒金業務室長 2ページを御覧ください。第112号議案大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について御説明します。

この条例は、県から市町村に委譲する事務処理の範囲等を定めたものであり、今回大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正を受け、大分市に移譲している関係事務の一部とそれに伴う大分県使用料及び手数料条例について所要の改正を行うものです。

法改正の概要です。大麻はこれまで衣類等の製品の原材料としての栽培のみを認めていましたが、法改正により大麻草から製造された医薬品の施用が可能となることに伴い、医薬品の原料として栽培する第2種大麻草採取栽培者が新

設されました。これに伴い、引き続き製品の原材料として大麻を栽培する者の免許は、第1種大麻草採取栽培者に名称変更されます。そのほか、大麻の適正な管理や乱用防止等の目的から、大麻栽培者が大麻を廃棄、譲渡、滅失した際の届出が新設されました。

次に条例改正の内容についてです。①の条例に規定している大麻草の栽培の規制に関する法律に基づく事務について、新設された廃棄届や譲渡届などの届出を受理し、県へ送付する経理事務の追加と、法律から引用している条文の条項ずれに対応した規定の整備を行います。②大分県使用料及び手数料条例については、大麻草栽培に係る免許区分が第1種と第2種とされたことに伴い、関係事務の手数料の名称を変更するものです。

施行期日は、改正法の施行日と同じく令和7年3月1日としています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

戸高委員 せっかくなので、すみません。

今回、医薬品の原料としている部分が国免許になるという話だったんですけども、もともとは難治性てんかんの治療に、大麻由来のカンナビジオールのCBDと、もう1個規制が大きかったところを難治性てんかんに利用できるという話だったんですけど、実際に国内で栽培して、それが薬になって薬事承認して、薬として提供されるようになるにはまた法改正が必要になるということですかね。

それともう1個は、今、薬の開発の状況とか何か情報があれば、ちょっと教えてもらえればと思います。

荒金業務室長 御質疑については、今回2段階改正ということで、今説明したように大麻を医薬品で使える、原材料として使えるという法改正を行うので、この改正を運用していくことで、戸高委員の御説明にあったようにてんかん薬、一応承認されて使えるようになる予定です。

あと、現在の状況については、海外の難治性てんかん薬について承認が受けられるよと、国

内産はまだまだこれからだと思うので、これが大麻の成分を使ったてんかん薬が使えるように、法律で正式に使えるようになれば、それから海外の薬の承認審査等が、ちゃんと治験等が始まるような段取りかと思います。

戸高委員 ありがとうございました。

今は使えるというのも、治験として使えるという意味だと思うんですけど、これは実際に大分県内でその治験として治療とか何か現状が分かかりますか。

内田審議監 今かなり珍しいタイプのでんかんですので、現在、県内では治験は行われていないと承知しています。（「分かりました」と言う者あり）

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。第113号議案物品の取得について、執行部の説明を求めます。

高木福祉保健企画課長 3ページを御覧ください。第113号議案物品の取得について御説明します。

能登半島地震の検証を踏まえ、災害時における避難所の衛生環境を確保するため、携帯トイレ67万個の調達について、第3回定例会で補正予算の議決を受けたところです。

この度入札を行い、取得予定額1億1,644万6千円、契約相手は日本乾溜工業株式会社大分支店となりました。納期は3月31日までです。

地方自治法第96条第1項第8号及び大分県

県有財産条例第2条の規定により、予定価格7千万円以上の動産の買入れは、議会の議決に付さなければならないことから、本議会に提出するものです。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

御手洗委員 前回も同じことを言って議事録を見たら、買ったはいいいけど置けないことがないようによろしくお願ひしますと言ったら、その後括弧書きで笑う者ありとあって、申し訳ない思いもあるんですが、県はいいと思うんですけど市町村の置き場はどういう状況か教えてください。

高木福祉保健企画課長 市町村についても、県がこういう動きをする際にしっかり保管場所を確保するように要請しています。市町村がそれぞれ備蓄倉庫等を持っているので、そこに置く形になると思います。ちなみに、佐伯市とかは十分以上に保管しているところもあります。

御手洗委員 分かりました。ありがとうございます。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第114号議案保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます

川邊保護・監査指導室長 4ページを御覧ください。第114号議案保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明します。

1の本条例の概要ですが、この条例は生活保護法に基づき設置される保護施設等の職員配置基準や施設基準などを定めたものです。県内には、表のとおり救護施設が2か所、授産施設が

2か所設置されています。

2の改正理由ですが、国基準省令の一部改正により救護施設、更生施設に入所する者の地域移行を促進するため、入所者個々の状況に応じた個別支援計画の作成が義務付けられたことに伴い、所要の改正を行うものです。

3の主な改正内容ですが、①の救護施設について入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない規定を新設します。また②の更生施設について、従来の更生計画に代わり個別支援計画を作成しなければならない規定に改正します。

4の施行期日については、公布の日としています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 中身じゃないんだけど、更生施設が県内にはないと書いているんだけど、これは何か理由があるの。

川邊保護・監査指導室長 特に理由はないんですが、これは全国的にも珍しい施設であり、全国で18か所、かなり地域に偏在してあるようです。今後設置される見込みはありませんが、条例には一応規定しています。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている陳情1件について、執行部の意見を求めます。

池邊健康政策・感染症対策課長 5ページを御覧ください。陳情16について御説明します。

要旨にあるとおり、この陳情では2008年に国際移植学会等が移植ツーリズムの防止を求

める臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言を公表し、各国で不正な臓器移植に対処する法律が制定されていると書いています。一方、日本では日本移植学会など5学会が共同声明を表明しているが、それに対応する法律が整備されていないとのことです。また、臓器提供は年間100件程度にとどまり、希望者の0.6%程度しか移植手術を受けられない深刻なドナー不足にあり、海外へ渡航移植する人は後を絶たないとしています。

加えて、こうした海外での移植には、臓器提供元のはっきりしない斡旋や、違法な臓器売買が疑われる場合には国内の医療機関での診療を拒否される場合があるなど、渡航移植には危険性が存在しているとしています。

そのため提出者は、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備と適切な臓器移植が行われる必要性について啓発を求める意見書を国へ提出してほしいと陳情しているものです。

なお、現行の臓器の移植に関する法律では、国内での臓器売買等の禁止、臓器あっせん業の許可制等が定められており、違反した場合の罰則規定も設けられています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

この陳情について、委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 これは中国がどうこうという主張が強いようだけれども、今国内の法整備はあるよと。現状、そんなに問題は発生しているんですか。外国に行って何か問題があってどうこうとか。

池邊健康政策・感染症対策課長 少し前ですが、無許可で違法なあっせんをして海外に渡航した事案があり、NPOの理事長が臓器移植法違反の罪に問われて、実刑判決が出たものが実施あったので、それも関係しているのではないかと考えています。

三浦委員長 いいですか。

堤委員 分からん。(笑う者あり) この法輪功というのは何。宗教か。(「中国政府に弾圧されているとされている宗教」と言う者あり) もういい、分かった。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、以上で付託外案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告したい旨の申出があったので、これを許します。まず①の報告をお願いします。

高木福祉保健企画課長 資料の6ページを御覧ください。新たな大分県地域福祉基本計画の素案について御説明します。

本計画は、これまで大分県社会福祉審議会等において具体的な内容を検討してきました。大分県社会福祉審議会では、三浦委員長にも御出席いただきありがとうございました。

資料の左側に記載していますが、計画は第1章の計画の趣旨等から第4章の計画の具体的取組で構成されています。

資料の右側を御覧ください。第1節共に支え合う地域づくり、第2節多機関が協働した相談支援体制の整備、第3節社会とのつながりづくりの三つの基本方針のもと、各取組をそれぞれ記載しており、新たな項目などについて赤色でアンダーラインを引いています。

第1節では、2の多様な主体による地域づくりの推進の(2)民生委員・児童委員について、なり手不足が大きな課題となっている中、来年度一斉改選が行われることもあり、支援ツールの充実や担い手確保対策について記載しています。また、自然災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、3頻発する災害への対応を新たに設け、避難行動要支援者対策や避難所等における福祉的支援などについて記載したところです。

第2節では、1包括的な相談支援体制の整備について、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、市町村におけるアウトリーチ型の支援体制の充実などについて記載しています。

第3節では、1多様化する生活課題への対応として、ヤングケアラーや孤独・孤立など、近年顕在化している課題への対応について記載しました。また、3共生意識の醸成と取組の促進の(2)では、障がい者への合理的配慮に向け

た普及啓発の推進などについて記載したところ
です。

最後に、資料左下の策定スケジュール（案）
についてです。12月から1月にかけて行うパ
ブリックコメントや2月に開催する大分県社会
福祉審議会でもいただいた意見を踏まえ、第1回
定例会において成案を示したいと考えています。

委員の皆様からも、御意見等をお寄せいただ
ければと思っています。

鈴木こども未来課長 資料の7ページを御覧く
ださい。新たな大分県次世代育成支援行動計画、
大分こどもまんなかプラン（第5期計画）の素
案について御説明します。

本計画については、これまでおおい子ども
・子育て応援県民会議等において、骨子や評価
指標、各論などの具体的内容を検討してきまし
た。

資料左側の計画の構成は、その趣旨や位置付
け、期間等を記載する計画の策定にあたってに
始まり、Ⅰ総論編からⅣ資料編で構成していま
す。

Ⅰ総論編は5章からなり、第1章はこども・
子育ての現状として前提となるデータ等を記載
し、第2章は前期計画（第4期）の評価、第3
章はめざす姿、基本姿勢などの考え方、第4章
は計画の評価体系、第5章は家庭や地域などそ
れぞれの役割を記載しています。

Ⅱ各論編は、資料右側にある9章からなり、
各章ごとに具体的な取組を記載しています。

第6章の将来の見通しを持つことができ、結
婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくりでは、
将来親になるための意識の醸成や結婚支援の充
実を図ることとしています。

また、第7章地域ぐるみでこどもを育む環境
づくりでは、地域子育て支援サービスの充実や
幼児期の教育・保育の環境整備について、市町
村と連携して取り組んでいく旨を記載していま
す。

資料左側、Ⅲは子ども・子育て支援法第62
条に基づく事項として、子ども・子育て支援事
業計画における教育・保育の量の見込み等を記
載します。

今後のスケジュールですが、12月から1月
にかけて実施するパブリックコメントや2月に
開催する子ども・子育て応援県民会議での御意
見を踏まえ、第1回定例会において成案を示し
たいと考えています。

関係機関と連携して、子ども・若者の声をし
っかりと聴き取るとともに、委員の皆様とも議
論しながら作り上げたいと考えているので、御
意見等をいつでもお寄せください。

三重野こども・家庭支援課長 8ページを御覧
ください。大分県社会的養育推進計画2025
改訂版の素案について御説明します。

本計画はこれまで改定委員会等を通じ、具体
的な内容を検討してきました。

この計画は、1計画改定の趣旨のとおり社会
的養育体制の在り方に関し、現行計画を抜本的
に見直すもので、さきほど説明のあった大分こ
どもまんなかプランの社会的養育関係計画とい
う位置付けです。

5計画の構成は、下の表にあるとおり12項
目となっています。

主な項目と目標指標について説明します。

まず、2当事者であるこどもの権利擁護の取
組では、里親や児童養護施設などで生活する子
どもに対し、支援内容の丁寧な説明や意見聴取
などに取り組みます。評価指標は意見表明等支
援事業を利用可能なこどもの人数とし、令和5
年の477人から600人に増加させることを
目標とします。

次に、8里親・ファミリーホームへの委託の
推進に向けた取組ですが、里親のリクルートや
委託里親の養育支援を強化するとともに、一連
の支援業務を包括的に担う里親支援センターの
整備を進めます。これらを通じ、3歳未満児の
里親等委託率を令和11年に75.0%以上に
することを目標値とします。

最後に、今後のスケジュールについてです。
これまで、児童養護施設等の養育現場や子ど
もたちの声を計画に反映してきたところですが、
12月から実施するパブリックコメントや2月
に開催する計画改定委員会での御意見を踏まえ、
第1回定例会で成案を示したいと考えています。

委員の皆様からも、成案策定に向け御意見等をお寄せいただければと考えています。

池邊健康政策・感染症対策課長 9ページを御覧ください。次期大分県新型インフルエンザ等対策行動計画の骨子について御説明します。

1の計画の概要ですが、本計画は感染症危機が発生した場合、県民生活などに及ぼす影響が最小になるよう平時の備えや感染症発生時の対策の内容を示すものです。

次に2の計画の骨子です。計画改定にあたり、新興感染症など幅広く対応するほか、対策項目の拡充など新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえた抜本的な見直しを行います。

主な対策項目として、①から⑬のうち下線を引いているものを御覧ください。②情報収集・分析、④情報提供、共有・リスクミでは県民への迅速な情報発信や偽情報・誤情報への対応について記載します。

⑥まん延防止、⑬県民生活・経済の安定確保では、県民生活や経済への影響を確認しながら対策を柔軟かつ機動的に切り替えることを記載します。

戻って⑧医療では、協定締結医療機関などと連携した医療提供体制の構築のほか、医療機関等情報支援システムを活用したDXの推進などについて記載します。

また⑩検査では、衛生環境研究センターを中心に、大学や大分市保健所等と連携した検査体制の構築について記載します。

3の策定体制にあるように、現在(1)大分県感染症対策連携協議会の下に(2)大分県新型インフルエンザ等行動計画策定部会を置き、医療機関や経済団体など幅広く御意見をいただける体制で協議を行っています。

最後に4のスケジュールですが、今後県感染症予防計画との整合性も図りつつ、令和7年第1回定例会常任委員会への素案報告やパブリックコメントなどでいただいた意見を踏まえ、第2回定例会において、成案を報告する予定です。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

後藤委員 すみません、教えてください。

大分県地域福祉基本計画で、多様な主体による地域づくりの推進。例えば民間事業者との協働とかがどういうことを想定されているか。あと、その下の災害時に配慮を要する人を支える地域づくりとかのところで、僕は知らないんですけど、例えば就労支援のA型とかB型の事業所とかは、そういう災害の対応は何かマニュアルみたいなのを作ってやっているのか。それが分かれば教えてもらえれば。

高木福祉保健企画課長 民間事業者との連携はいろんな部分で出てくると思います。例えば、重層的支援体制整備事業とかでも、社会福祉施設等との相談といった部分とかの関係で連携を図っていく形になります。

例えば、民生委員の活動といった部分では、会社に勤めている方に民生委員になってもらう協力体制を企業に呼びかけるといった部分で、民間事業者と幅広く連携していくことが必要だと思っていますし、そういった活動をするために寄附とかをいただいて有効活用することも手だと思っています。

それともう一つ。避難行動のマニュアル等については、いろいろ福祉避難所のハンドブックをつくって、事業者等にはお配りして対応しているところです。(「分かりました。ありがとうございます」と言う者あり)

堤委員 池邊課長。インフルエンザの関係で、最後の⑬、県民生活・経済の安定確保と。これはむちゃくちゃ大変だと思うんですよ。これは新型コロナウイルスのときに経済政策で政府からわっと来て、自粛で経済が停滞したよね。そういう経験の中で、今度は商工会議所も入っているけれども、インフルエンザや新型感染症がまん延したときに、その整合性というかね、それはすごく難しいと思うんだけど、そこら辺はどうですか。大丈夫ですか。

池邊健康政策・感染症対策課長 実際、御指摘はごもっともだと思っています。新型コロナウイルスのときも、それなりの制限がかかりました。感染症拡大防止をするためには、適時適切な行動制限等は今後もやむを得ないことは十分

想定しています。ただ、それを全くしないとか、やり続けるとかではなく、バランスをどう取っていくのかは、感染症の状況にもよります。個別具体的なことは感染症や流行状況にあわせて変えていくものですが、新型コロナウイルスの経験を踏まえて、一応その両立が大事だという理念をしっかりと明記して、具体的ところは、経済団体とか県庁のそれぞれの部局の御意見もいただきながら、発生したときには両立できるようにしましょうということを、できるだけ困らないように書いていきたいと思っています。

堤委員 大変難しいですね。

工藤福祉保健部長 このインフルエンザの行動計画のところは、先般の三浦委員長の一般質問において知事答弁でお答えしましたけれども、今、堤委員言われるように、特に③のところは非常に解が多くて、これが答えだというのはないと思います。

ただ、新型コロナウイルス流行時、我々も県庁で社会全般、県民にいろいろ対策をお願いしましたけれども、本当に当時身につまされたのは、県民の方々の考え方が多種多様で、強く規制をかければ大賛成という人もいる代わりに、県庁の電話が鳴りやまないぐらい何をやっているんだという御批判をいただいたこともあります。よくやったと言う人もいたんですけれども、やっぱりそこは非常に我々も苦悩しながらやりました。

県民の中には、そういう飲食店の時短要請一つとっても、あれはけしからんと。金をやる必要はない、普通にお店を開ければいいじゃないかという人もいるし、全部閉めさせろという人もいて、なかなか何が答えなのか分からなかったんですが、ここでいうインフルエンザの行動計画は、こういうときにはこうしたいという計画の素案を示して、大事なものを皆さんに提案して、パブリックコメントを2か月、3か月かけて意見をお聞きすることです。県民からすれば、県がいきなり強い規制をかけたり、何もかけないでぼやっとしていたりということがないように、ある程度の予測可能性を県民の方々に持っていただくことが目的の一つとしてあ

ると思います。それが正解かどうかは分かりませんが、こういう場合はこうしますというものが事前に多少なりともあれば——それでもいろいろ御意見は出てくるとは思うんですけども、ある程度の予測をつけて、そこまで過度に経済を止めなくていいんじゃないかとかいった絵を一つ描いていきたいというところなので、ちょっとやってみたいと思います。

堤委員 ついでに、新型コロナウイルスのワクチンを打っちゃうと死んじゃうよとか、まだまだフェイクニュースみたいな形でSNS上すごいんだよね。あれはどうかならんか。僕たちはもう大体打たないといかんと思っているんだけど、あれを毎日聞いている人は、ワクチン接種は危険じゃないかと思っちゃうからさ。ある意味では危険性はあるんだけど、安全面の方が強いよというところをもっと発信するようにしていかないと、インフルエンザのワクチンも同じような経過をたどってしまうと大変だと思うよ。どうですか。

池邊健康政策・感染症対策課長 御意見ありがとうございます。実際、私も今期苦勞していますが、この計画の中の④に、過去の新型インフルエンザは情報提供という言葉だったんですけれども、情報の提供だけではなくて、情報共有、そしてリスクコミュニケーションという言葉を入れています。情報をこちらからただ発信するではなくて、双方向のコミュニケーションを取ることによって不安を解消していく。また、最初は偽の情報や誤った情報が拡散しがちですので、そういったことへもしっかり対応できるように、そこは行政としてちゃんとやっていきたいと思います。情報は大事なこととして書いていくつもりですし、そこも御意見いただきたいと思っています。感染症予防計画だけではなくて、新型コロナウイルスの経験を踏まえて、ゼロにはできませんが、できるだけ早期に解消できるような形で、計画の中にその理念も含めて書いていきたいと思っています。

御手洗委員 大分こどもまんなかプランに関してですけど、今の工藤部長の新型コロナウイルス対策は賛否両論あったという話もそうだし、

ワクチンの件もそうですけど、知事も人口増加にということで、大分子どもまんなかプランは非常に大事だと思うんです。その一方で、子持ち様という言葉に表されるように、子どもがいる人がものすごく優遇されているんじゃないかというような論調もすごく今あって、子どもを育てている方とそうでない方の分断というか、溝が深まっているという印象があります。その溝を埋めていかないと、何か当事者だけの問題だという感じで、また優遇されているという批判も出てくるんじゃないかと思うので、そういった溝を埋める取組がもしあればというか、大分子どもまんなかプランに何か反映させるような考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

鈴木子ども未来課長 正しく機運の醸成の部分にかかるかと思えます。将来にわたって大分県の子どものがしっかり育っていくことによって、大分県が持続可能、また、将来大分県が活性化されるということも含めて、子どもがいる家庭といない方についてもそこをしっかりと御認識いただく、理解いただける取組が必要だと思っているので、そういう社会の機運醸成の部分もしっかりしていきたいと思っています。

御手洗委員 ありがとうございます。パブリックコメントをやるので、そういう意見も出てくるかと思えます。是非反映していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、次に②について報告をお願いします。

三重野子ども・家庭支援課長 10ページを御覧ください。7月に実施した大分県子どもの生活実態調査の結果を報告します。

一番上の調査概要の表にあるとおり、今回は二つの調査を同時に行いました。子どもの生活実態調査は小学5年生、中学2年生の児童生徒とその保護者で約3万9千人、ヤングケアラー実態調査は小学5年生から高校3年生全ての児童生徒約7万9千人を対象として、それぞれ約71.8%、約84.3%の回答率となってい

ます。

その下、1こどもの生活実態調査結果について御説明します。(1)こどもの意見の②にあるように、生活の満足度については10段階評価で平均8点となっており、多くの子どもたちが生活に満足していることがうかがえました。一方で、(2)保護者の意見では、現在の暮らしぶりについて約4割の家庭が苦しいと回答し、経済的な支援を求める声などもありました。引き続き教育支援や生活の安定、保護者の就労への支援、経済的支援の四つを基本に総合的な対策を講じていきます。

次に、11ページを御覧ください。2ヤングケアラー実態調査です。①家族のお世話でやりたいことができていない児童——いわゆるヤングケアラーは回答者の約2.7%であり、県全体では少なくとも約2,100人と推計されます。

また、②子ども自身のヤングケアラーの認知度は約29%から約66%と前回調査から大きく向上しており、これはヤングケアラー状態の子どもの早期発見につながる前向きな結果と捉えています。

なお、③ヤングケアラー状態の子どものうち相談経験がない子どもが約半数いることが明らかになったことから、周囲が早期に気づき、子どもの状況に応じた支援につなぐとともに、家庭状況を見守ることできるよう、今後も市町村と連携して相談支援体制のさらなる充実を進めていきます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

堤委員 一つだけ。今日、最初に県立病院の医師の残業手当の問題があったんだけど、それは県立病院の医師だけなのか。それとも県職員で医師資格を持っている人もいるし、獣医師とか

はこの残業手当には全く然関係ないのか。これは生活環境部に聞かなければいけなかったと思うんだけど、分かれば教えてください。

高木福祉保健企画課長 今日の県立病院の部分は、時間外手当を算出する際に基本給に上乘せが必要な初任給調整手当を含めていなかったことが原因であろうと思っています。御指摘の保健所長については管理職なので、そもそも時間外手当の対象外ということと、時間外手当の対象となる医師が2名福祉保健部にいますが、そこは確認して適切に処置されているということです。（「獣医師は」と言う者あり）

渡邊審議監 県の給与制度上、初任給調整手当は獣医師にもあります。該当者がいるかどうかは当部では分かりませんが、農林水産部と生活環境部の獣医師は初任給調整手当が支給されているし、県の場合は確実に給与単価には反映しています。（「分かりました」と言う者あり）

三浦委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかにないので、これをもって福祉保健部関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は内部協議を行うので、このままお待ちください。

〔福祉保健部退室〕

三浦委員長 これより内部協議を行います。

まず閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。お手元に配布のとおり各事項について、閉会中継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることとします。

この際、ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別にないので、以上で本日の委員会を終わります。

皆様お疲れ様でした。